

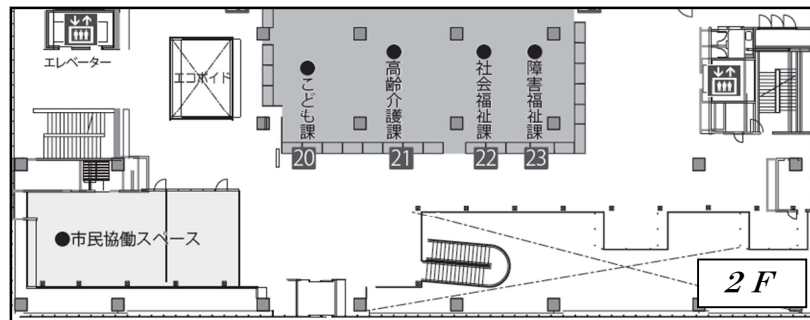
市民協働スペースの使用について

市ホームページに掲載されている市民活動団体、ボランティア団体、NPO及び自治区、補助団体を対象に、会議や打ち合わせ等、活動の場として、市民協働スペースの貸し出しを行います。

(使用については、紀の川市庁舎等管理規則を準用し下記のとおり運用します。)
ご希望の団体は、地域創生課までお申し出ください。

記

場 所 紀の川市役所 本庁舎2階 ↓



収容人数 約40名

使用時間 平日 午前9時～午後10時(午前・午後・夜間の部)

※①1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までは使用不可です。

②夜間(午後6時以降)に使用する場合、入庁の際、警備室で来庁名簿に記名し、必ず午後10時までに退庁完了すること。

(※夜間使用の際、関係課等の職員が管理を行なうこととなりますので、事前にご相談ください。)

③1団体につき、使用できる回数は週1回・月4回以内とします。

使用申請 使用の許可を受けようとする者は、所定の「市民協働スペース使用申請書」に必要事項を記入し、押印のうえ、地域振興課へ提出し許可を受けること。

なお、申請については、使用日の前日までに行なうこと。

付属設備等 使用できる設備は次のとおりとし、使用を希望する場合、所定の申請書内設備使用欄に記入すること。

①映像機器：スクリーン、プロジェクター、ブルーレイプレイヤー(ブルーレイ、DVD、CD再生可)

②赤外線マイク等：会議マイク(卓上)10台、ワイヤレスマイク(ハンド型・タイピン型)各2台

③備品：机、イス

※市民協働スペース及び付属設備等を損傷した場合、その損害を弁償させることがあります。

くわしくは、地域創生課(Tel0736-77-2511)までお問い合わせください。